

医療情報取得加算について

当院では、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用や問診票などを通じて患者さんの診療情報を取得、活用し、質の高い医療の提供を努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

2024年6月より下表のとおり、診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診 (3月に1回)	する	1点
	しない	2点

正確な情報を取得、活用するためにマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用をお願いいたします。

とうめい厚木クリニック